○防衛省告示第百九十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年八月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年九月二十四日（予備、同月二十五日から同月二十九日まで）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度四七分一二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年八月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年九月二十九日及び同月三十日（予備、十月一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度四七分一二秒

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年八月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年九月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北海道開発局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十五日

北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道積丹郡積丹町大字余別町二九番二から同町大字神岬町二番一地先まで	前	B A 七・五〇～八四・五〇メートル 一五・〇〇～五三・〇〇	
	後	B A 一五・〇〇～八四・五〇メートル 七・五〇～五三・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道十勝郡浦幌町字ウツナイ一七番一から同町字直別基線一四番三まで	前	B A 八・五〇～一六七・五〇メートル 三三・七四九キロメートル	
		B・C D・E・F・G・H・I 一二・五〇～一一六・〇〇 一二・一六四	
	後	B・C A D・E・F G・H・I 二七・八八～一一六・六五 一・六二六	
		B・C A D・E・F G・H・I 八・五〇～一六七・五〇 三三・七四九	
		B・C D・E・F G・H・I 一二・五〇～一一六・〇〇 一二・一六四	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道白糠郡白糠町茶路基線一九四番一二から同町茶路一一一番二まで	前	四八・〇〇～五八・〇〇メートル 〇・一〇六キロメートル
	後	四八・〇〇～六四・〇〇 〇・一〇六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十五日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	札幌市中央区北一条東一丁目六番五から同市中央区北一条東三丁目二番一〇まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	札幌市中央区北一条東六丁目一〇番三三から同市中央区北一条東六丁目一〇番七まで	〃
三十八号	富良野市四六二二番一から同市四六七八番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
三百九十二号	北海道白糠郡白糠町茶路基線一九四番一二から同町茶路一一一番二まで（ただし、関係図面に表示するのみ。部分）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年八月十五日